

一つにまとめた理由

定款に記載した 8 事業については、薬剤師としての倫理、薬学の向上を図るとともに、薬事衛生と公衆衛生及び居宅介護支援を行うことにより、地域社会の保健医療と福祉の増進を図ることを目的として行うものであり、相互に関連して事業が行われるため一つにまとめた。

## 1. 薬剤師の倫理及び職能向上に関する事業

〔事業の概要について〕

この事業は、薬剤師に研修を実施すること、また関連団体主催の講習会並びに学術大会等に参加すること、及び薬局の管理・指導を通して、薬剤師の倫理および職能の向上により地域社会の保健医療と福祉の増進を図っている。この事業は、定款第 4 条第 1 項 1 号に記載した「薬剤師の倫理及び職能向上に関する事業」として行っており、その事業の概要は以下の通りである。

### 1-1 各種研修会への参加・企画・開催

#### ・都立大塚病院医療連携研修会への参加

内容：最新医療知識の習得と病院との地域医療連携を図る

参加者対象者：薬剤師

参加費用：無料

開催実績：平成 26 年 6 月・12 月

#### ・基準薬局中央研修会（公益社団法人 東京都薬剤師会主催）への参加

内容：1 時事問題

2 改正薬事法と医薬品の適正な販売について

3 薬局における研修と情報の収集と活用について

参加対象者：日本薬剤師会会員

開催実績：平成 26 年 7 月 8 日 日曜日 日比谷公会堂 13 時から 16 時 20 分

#### ・薬学研修会（公益社団法人 東京都薬剤師会主催）への参加

内容：1 挨拶 公益社団法人 東京都薬剤師会会長

2 最近の薬務行政

3 末梢性神経障害性疼痛の基礎と臨床 薬物療法を中心に

4 医療安全管理シリーズ 6

参加対象者：東京都薬剤師会会員

開催実績：平成26年8月26日 日曜日 東京国際フォーラム 13時から16時10分

・地区薬剤師研修会の開催

東京都薬剤師会より補助を受け、都薬アワー（薬剤師の現状と制度改正）、臨床薬学講習（臨床知識の向上）、社会保険講習（薬事関連法規）を内容として研修を開催し、薬局・薬剤師の倫理及び職能向上を図る活動。

参加者：東京都薬剤師会会員薬剤師

参加費用：無料

開催実績：平成26年9月、平成27年3月

<平成26年9月>

1) 都薬アワー

公益社団法人東京都薬剤師会 常務理事 上野 浩男 先生

公益社団法人東京都薬剤師会 理事 西澤 啓子 先生

2) 国際テロ情勢等について

警視庁 本部長 飯田 慎吾

三宮 陽一

3) 臨床薬学講習

「授乳と薬剤」

講師：都立大塚病院 産婦人科 医長 岩田 みさ子 先生

4) 「保険講習会」

公益社団法人豊島区薬剤師会 常務理事 斎藤 清一

<平成27年3月>

1) 都薬アワー

公益社団法人東京都薬剤師会 常務理事 上野 浩男 先生

公益社団法人東京都薬剤師会 理事 龍岡 健一 先生

2) 臨床薬学講習

「点眼薬について」

講師：医療法人社団 慶参会 鈴木眼科クリニック

理事長・委員長 鈴木 三郎助 先生

3) 保険薬局講習

講師：豊島区薬剤師会 副会長 遠藤 信一郎

・公益社団法人 日本薬剤師会開催 学術大会への参加

全国の各地域で行われている学術大会に参加することで各地域薬剤師の地域貢献を学び、

健康展開催・地区研修会・広報などを通じて、区民の薬事衛生と公衆衛生の向上に貢献する。

メインテーマ：オール薬剤師の新たなあゆみー出羽の国やまがたからの発信ー

参加登録者数：7名

参加対象者：薬剤師

出席者：理事・監事

平成26年開催10月12～13日

## 1-2 薬事関係法規の遵守と適正化を目的とする事業

### ・自治指導活動

東京都薬剤師会より研修・委託を受けた会員薬局薬剤師により自治指導おこない、区内薬局の設備及び管理状況・薬剤師倫理規定の順守の確認等を通じて薬局の質の向上をはかり区民への医薬品供給体制及び安全性を担保する活動を行っている。

実施指導員数：区内10名

実施月：毎年9月から10月にかけて実施

指導件数：区内すべての東京都薬剤師会会員薬局

### 〔事業の財源について〕

地区薬剤師会研修会については東京都薬剤師会より地区薬剤師研修会助成金を受領しており講師料及び講習会場費に充当している。自治指導活動については東京都薬剤師会より自治指導助成金を受領している。入会金及び会費も充当している。薬剤師の倫理及び職能向上に関する事業については、外部委託を行っていない。また薬剤師の倫理及び職能向上に関する事業は、講座、セミナー、育成事業に該当する。

## 2. 薬業の進歩発達に関する事業

### 〔事業の概要について〕

この事業は、薬業の進歩発達を目的とし、医師会、歯科医師会等と連携した地域医療への参画、医薬品情報の収集及びその伝達を行っている。この事業は、定款第4条第1項2号に記載した「薬業の進歩発達に関する事業」として行っており、その事業の概要は以下の通りである。

### 2-1 薬学生実習受入体制の整備

#### ・薬学生実習受け入れ体制の構築と実施

6年生薬科大学での必須カリキュラムである薬局実務実習生を受入れる薬局の整備、及び実習内容等向上のための受入薬局への情報提供支援を行っている。

実習生指導薬剤師の育成として東京都薬剤師会開催の研修会への参加。

受入期間中の薬局間での連絡及び対応等の協議会開催

平成22年度から池袋あうる薬局において実習生を継続して受け入れ実施。

豊島区薬剤師会での平成26年度実習生受け入れ実績 34名

## 2-2 薬学の進歩発達に係る研修会等の企画・運営・開催

### 薬剤師研修会・学術勉強会の開催

薬剤師の知識及び業務の技術向上を図る研修会。開催はホームページ上に公開しており当会会員、会員外を問わず参加できる。また実習生も参加できる。

#### ・薬剤師研修会の開催

薬剤師業務としての調剤知識向上及び技術向上の研修会。開催はホームページ上に公開しており当会会員、会員外を問わず参加できる。また実習生も参加できる。

開催：年2回

参加費：当会会員薬局薬剤師は無料、会員外は1,000円または実習実費代

#### ・学術勉強会の開催

薬剤師として必要な新規薬価収載品目の情報収集又は、医師、歯科医師等による臨床医学の学習を行う。開催は、ホームページ上に公開しており当会会員、会員外を問わず参加できる。また実習生も参加できる。

開催：年10回

参加費：当会会員薬局薬剤師は無料、会員外は1,000円

平成26年度開催内容

1月16日 「動脈硬化と脂質異常症」

2月20日 ①『「気管支喘息とCOPD」～病態と治療～』②『地域で取り組む服薬指導』

3月20日 「平成26年度診療報酬改定について」

4月17日 「変貌しつつある糖尿病薬物療法の今-メタボ克服への挑戦-」

5月15日 「排尿障害、泌尿器科医が処方を決めるまで」

6月19日 「保険薬局の今後の展望～改訂概要を踏まえた実務提案～」

7月17日 「高齢者にパッチを上手に使うコツ～見逃されがちな汗の役割～」

9月18日 「ここ数年で変化した糖尿病外来治療」

10月16日 「不整脈の診断と治療」

11月27日 「パーキンソン病の最近の治療について」

12月18日 「爪白癬の病態と新しい治療薬について～使い方と留意点を含めて～」

## 2-3 OTC 医薬品の研究会開催

会員、会員外を問わず OTC 医薬品の新製品情報及び販売上必要な情報を伝達を行うための研修・講習会の企画、開催等を行っている。

平成 26 年度実績

薬事法改正のため地区研修会にて説明会開催

## 2-4 地域医療連携の調整・推進

### ・薬薬連携会議の設置

患者を中心とした医療の環境の整備を目的とし、入院時と退院後の治療に障害が生じないよう病院薬剤師と開局薬剤師との連携を図ることを目的として開催。また大学病院発行の院外処方箋薬局が応需した時、患者への医薬品の適正な使用方法及びアドヒアランス向上を図るため、豊島区・板橋区・練馬区・北区の城北 4 区による各地区大学病院薬剤部との連携会議の設置している。

参加対象者：理事

### ・都立大塚病院運営委員会

開催は、年 2 回

参加対象者：会長及び理事

### ・日本大学板橋病院薬薬連携幹事会

年 1 回 幹事会を開催 平成 26 年度 3 月 23 日

開催は、ワークグループ形式及びセミナー形式。

参加意志のある個人に連絡。

セミナーにおいては、ホームページ上に公開している。

## 2-5 関係法規の改正及び情報の伝達

### ・保険関係等の改定通知

適正な医療保険請求説明及び改定等講習会開催。改正及び通知があった場合、ホームペー

ジ上に通知内容を掲載し及び内容によっては研修を行っている。

参加対象者：薬局経営者及び勤務薬剤師

研修会開催：

平成 26 年度

難病指定等公費請求のため地区研修会にて説明

〔事業の財源について〕

参加費の徴収により賄う。入会金及び会費も充当している。

### 3. 薬事衛生、公衆衛生及び環境衛生の改善発達に関する事業

〔事業の概要について〕

この事業は、地域社会の薬事衛生と公衆衛生の向上を目的とし、「薬と健康の週間」行事の実施、医療・保健に関する協議会並びに委員会へ委員の派遣また医薬品及び衛生材料の検査に関して協力している。この事業は、定款第 4 条第 1 項 3 号に記載した「薬事衛生、公衆衛生及び環境衛生の改善発達に関する事業」として行っており、その事業の概要は以下の通りである。

#### 3-1 区民への健康啓蒙啓発活動

・薬と健康の週間

毎年、12 月の第 1 日曜日に開催されます豊島区主催の健康福祉祭りの開催に合わせて健康展を開催。平成 22 年度よりその他に区民公開講座も同時に開催。「薬と健康の週間」を拡大し区民のための薬事衛生、公衆衛生の向上と普及に貢献している。

参加対象者：区民

・平成 26 年度「第 29 回健康展」実施内容

日時：平成 24 年 12 月 7 日

場所：豊島区民センター4F

参加者：区民約 900 名

目的：国民健康保険法第 82 条に基づく健康保険法の一環として、健康の自己管理及び医薬品の特質及びその使用取扱い等について、正しい知識を広く国民健康保険被保険者等の間に浸透させることにより、保健衛生及び健康の増進に寄与することを目的とする。

実施内容：

1) 薬何でも相談

- ① 家庭常備薬・治療薬等の正しい使用方法及び保管方法等についての指導
- ② 子供への正しい薬の飲ませ方の指導

- ③ 薬の飲み合わせ、漢方薬、抗酸化ビタミン剤等の情報提供
- ④ 薬局の有効な利用法の情報提供
- ⑤ ジェネリック医薬品等について情報提供
- 2) 骨密度及び体脂肪等の各種測定体験コーナー
  - ① 骨密度の測定体験
  - ② 体脂肪の測定体験
  - ③ 血管年齢の測定体験
  - ④ 血圧の測定体験
  - ⑤ 呼気一酸化炭素濃度の測定体験
- 3) 健康相談
  - ① 生活習慣病等の予防に関する情報提供、食事相談
  - ② 健康づくりに関する相談、正しい知識の普及啓発
  - ③ メタボリックシンドローム予防に関する相談、食事相談
  - ④ 健康増進に向けた栄養指導
- 4) 介護にかかる情報提供及び相談  
寝たきり、療養中の方の日常生活に役立つ、紙おむつ等の介護用品の展示や健康器具パンフレット等の配布

\*上記4実施項目について1)、2)、4)は、公益社団法人豊島区薬剤師会に業務委託されている。

・区民公開講座開催

平成26年度 4回 開催 案内は、すべて豊島区広報に記載

内容

第1回目

日時：平成26年9月20日

場所：豊島区区民センター

参加者 80名

テーマ「生活習慣病と痛風」

講師：岩田みさ子先生

参加費：無料

第2回目

日時：平成26年11月23日

場所：豊島区民センター

参加者 120名

テーマ「生活習慣病と薬」

講師：堀美智子先生

参加費：無料

### 第3回目

日時：平成26年12月7日

場所：豊島区民センター6F

参加者：区民約90名

テーマ：「生活習慣病と食事」

講師：佐藤智英先生

参加費：無料

### 第4回目

平成27年2月15日

場所：豊島区民センター

参加者 60名

テーマ「腎臓病と食事」

講師：恩田理恵先生

参加費：無料

### 3-2 ジェネリック医薬品普及事業

豊島区との共同事業として区民へお薬手帳の普及とジェネリック医薬品処方希望カードの企画・作成・配布。また、この事業は事業番号5の「医薬品管理・情報センターの維持運営に関する事業」に係る事業において会員及び会員外の薬局へジェネリック医薬品の供給体制の維持も行っている。また、会員に対しジェネリック医薬品の選択方法及び製品説明会等の企画・開催を行っている。

お薬手帳及び処方希望カード 配布対象者：区民

ジェネリック医薬品の説明会等研修 対象者：薬局薬剤師

### 3-3 かかりつけ薬局推進事業

かかりつけ薬局とは、区民がセルフメディケーション及び服薬中の医薬品、医療に対しての不安などを相談できる地域に根ざした薬局でありその薬局を育成するためのこの事業は、東京都薬剤師会との共同事業として区民向けの各種医療相談窓口として機能するよう健康展においては区民への啓蒙及び各種研修会講座等の企画・運営においてはかかりつけ薬局への啓蒙を行っている。

### 3-4 医薬協議会（医師会）歯薬協議会（歯科医師会）の開催

医師会、歯科医師会と地域住民への適正な医療の提供及び情報に関する共通認識をはかるため、また区への協力体制を整備するために毎年協議会を開催。各協議会において区民への医療福祉の向上を図る事業等の企画・開催、医療関連職共通認識の維持・育成するための研修会の企画・開催を協議している。

医師会、歯科医師会と毎年1回開催

### 3-5 指定感染症対策事業（DOTS等）

DOTS（直接監視下短期療法、対面服薬確認治療）とは、結核患者が薬の服用について飲んだり飲まなかったりすることを防止するために医療従事者である薬剤師が、直接確認を行い服用させることである。この事業は、豊島区から対象患者について依頼されて行っている。

平成26年度実績 0名

### 3-6 新型インフルエンザ対策

インフルエンザ流行対策として東京都感染症地域医療体制ブロック協議会、区西北部二次保険医療圏等医療連携協議会に理事を出席させ対策時の対応等の協議を行いその内容を薬局薬剤師に伝達を行う事業。また流行時の豊島区窓口の業務の停滞を防止するため区職員の為の感染症対策として抗インフルエンザ薬の維持・管理、必要量の確保を行っている。

### 3-7 高度管理医療機器の指導及び相談

患者が、治療上必要な高度管理医療機器（血糖測定器等）について各製造機器メーカーからの情報を必要とする薬局（会員、会員外問わず）へ説明・資料等の配布を行う。また必要とする患者に対して操作方法等の説明を随時行い、アフターメンテナンス等についても製造者との仲介役を行っている。

高度管理医療機器とは、副作用や機器の機能に障害が生じた場合に生命や健康に重大な影響を与える恐れがあるため、適正な管理が必要とされる医療機器。

### 3-8 使用済み注射針回収事業

区民が、治療上必要なインシュリン等の自己注射を行った際排出される使用済み注射針が、一般ゴミに混入し、誤刺による回収事故を防止するために、薬局において使用済み注射針を回収することで区内の環境衛生向上を図る事業として行い、専門廃棄業者に適切な廃棄

処理を依頼している。

回収対象：薬局に使用済み注射針を持参する区民

回収：通年

廃棄：年1回

26年度実施：平成26年10月までに回収分 平成26年11月に廃棄

### 3-9 個人情報保護法に基づく処方せん廃棄事業

薬事法上保存期間を経過した調剤済み処方せんを個人情報保護法に基づき適正に廃棄処理を行う。この事業において廃棄対象処方せんの回収は当会でやっている。廃棄処理については、個人情報保護法に基づき廃棄専門業者に依頼をしている。

回収対象：薬事法上の保存期間を経過した処方せん

回収：通年

廃棄：年1回 廃棄時期については広報及びホームページ上に案内を行う。

#### 〔事業の財源について〕

健康展、区民公開講座、区職員の為の抗インフルエンザ薬の維持・管理、使用済み注射針回収事業等これらの事業は、豊島区より委託・助成金を受けている。入会金及び会費も充当している。注射針破棄作業及び処方せん廃棄作業において専門業者による外部委託をしている。

## 4. 事故及び災害による支援に関する事業

#### 〔事業の概要について〕

この事業は、豊島区から委託を受け、豊島区地域防災計画及び災害時の医療救護活動についての協定書に基づき行っている。この事業は、定款第4条第1項4号に記載した「事故及び災害による支援に関する事業」として行っており、その事業の概要は次の通りである。

### 4-1 防災用医薬品の管理及び医薬品情報の収集と提供

豊島区地域防災計画及び災害時の医療救護活動についての協定書に基づき地震等の災害時に医療・助産及び応急救護等の迅速かつ的確に対応するために、災害対策医薬品の管理整備を行っている。

#### 4-2 池袋あうる薬局での災害時供給医薬品の管理・運営

豊島区と締結しました協定書に則り、災害時に池袋あうる薬局の医薬品すべてを区民に供給すること及び災害時避難場所等への医薬品供給体制の構築など専門家として医薬品の在庫量や品目の管理を行っている。また災害時供給体制の構築のために区内薬局に対し災害時体制の確認を行っている。

#### 4-3 防災拠点の医薬品等維持・管理

区内小中学校 36 か所と区民センター他に設置した災害用医薬品の維持管理を行う。設置拠点場所の近隣薬局に維持管理を指示、報告を行っている。

#### 4-4 薬物乱用防止活動

東京都及び東京都薬剤師会共同事業として育成している薬物防止講師の研修会に薬剤師を派遣している。また、豊島区からの依頼によりその講師による、区内全ての小・中学校の児童及び父兄を対象とした薬物乱用防止活動を行っている。

#### 〔事業の財源について〕

池袋あうる薬局の医薬品在庫については事業収益、入会金及び会費、薬物防止活動については入会金及び会費を充当している。37 箇所の防災拠点にある災害用医薬品は区からの委託金を財源として行っている。

### 5. 医薬品・情報管理センターの維持運営に関する事業

#### 〔事業の概要について〕

医薬品・情報管理センターは、薬局から患者の処方せん記載医薬品の小分けを受けるもので、池袋あうる薬局のように直接に地域の住民等にサービスを提供するものではないが、事業の場所は、豊島区池袋保健所にて維持運営しておりその行政財産使用許可条件第 2 条（使用目的）に（豊島区休日診療及び休日歯科診療に対する休日調剤業務を行うこと、また服薬相談等を行うことにより、区民の健康保持・増進に貢献する公益的な医療活動に取り組む。）とあり、また豊島区内において下記内容のサービスを行っている民間営利企業が存在していない。この事業は、定款第 4 条第 1 項 6 号に記載した「医薬品・情報管理センターの維持運営に関する事業」として行っており、その事業の概要は以下の通りである。

・個々の薬局では在庫することが困難な症例の少ない疾病に関する医薬品（オーファンドラッグ）在庫及び管理を行っている。

・高度管理医療機器及び高額な医療機器（在宅におけるカフティポンプ等）を共同利用機器として在宅で必要な患者に貸与することで、不特定多数の区民が、利用することができる。今年度は、カフティポンプを 2 台購入し次年度よりの貸与に使用する。本年度もう 1 台追加購入予定。

・区内薬局及び勤務薬剤師に対して民間営利企業では取り組むことのない処方医薬品及び在宅医療機器管理・維持の研修の場として利用できるように取り組んでいる。

・医薬品問屋との少額の取引のため医薬品情報伝達者（MR）の来訪がない薬局に対して必要な情報収集・伝達を広報及び必要とされる場合に研修会の開催、ホームページ上で行っている。

・医薬品・情報管理センターとして医薬品譲渡情報を基に区内処方傾向の把握を行い、その結果を基に地域の健康状態、患者羅かん傾向の把握を行っている。把握した結果は豊島区医師会、歯科医師会と毎年開催している協議会及び医療・保健関係者が参加する研究会や勉強会で発表・報告され、その情報の共有を図っている。

・協議内容及び研究・勉強会等で共有した情報に基づき、区民に対して健康増進への意識を高める啓蒙・啓発活動を豊島区と共同事業（健康展・公開講座等）を行っている。

・在宅医療及び平時及び休日の診療において医師、歯科医師、薬剤師が地域の住民に良質な医療を提供（お薬手帳、かかりつけ薬局、ジェネリック医薬品等）する上でのネットワークを形成する基盤となっている。

・医薬品・情報管理センターは医師会、歯科医師会、薬剤師会の会員のみならず、どのような医療機関でも利用ができ、またその利用の案内はホームページを始め広く開かれており、特定の医療機関だけでなく、広く地域の不特定多数の者に受益を与えている。

以上により、医薬品・情報管理センターの業務は、公益認定法別表第 6 号の「公衆衛生の向上を目的とする事業」に該当する。

〔事業の財源について〕

この事業は、入会金及び会費を充当している。

## 6. 休日診療の維持運営に関する事業

〔事業の概要について〕

この事業は、医療機関等の夜間休日に際し患者が治療上の不利益を受けることなく医薬品の供給を受けられることを目的とし、豊島区が実施する休日・準夜調剤事業に参画している。池袋保健所内6階には、豊島区医師会会営 池袋休日診療所及び豊島区歯科医師会会営 あぜりあ歯科診療所が、開院されており池袋保健所1階に豊島区薬剤師会会営薬局（池袋あうる薬局）を維持運営することで区民の利便性及び各種医薬品の供給に貢献することができる。同様に長崎地区・巣鴨地区処方箋応需体制を維持運営している。この事業は、定款第4条第1項7号に記載した「休日診療の維持運営に関する事業」として行っており、その事業の概要は以下の通りである。

池袋あうる薬局：年中無休

長崎地区：平成26年度 豊島区医師会会営 長崎休日診療所へ薬剤師を派遣

巣鴨地区：年末年始

〔事業の財源について〕

この事業については区委託金及び、入会金及び会費を充当している。開局場所として豊島区池袋保健所1階にて開局しており豊島区との賃貸契約を締結している。

## 7. 関係行政機関に対する協力事業に関する事業

〔事業の概要について〕

この事業は、薬事衛生と公衆衛生の向上に貢献することを目的として、行政、医師会、歯科医師会等と連携し地域医療への参画、医薬品情報を収集し研修会・広報により伝達している。この事業は、定款第4条第1項5号に記載した「関係行政機関に対する協力事業に関する事業」として行っており、その事業の概要は以下の通りである。

- ・ 豊島区福祉審議会に会長が出席
- ・ 豊島区健康プラン策定会議に理事が出席
- ・ 豊島区防災会議に理事が出席
- ・ 国保運営協議会に会長が出席
- ・ 公害被害診療報酬審査会に理事が出席
- ・ 介護保険事業計画推進委員会に理事が出席
- ・ 介護認定審査会に薬剤師7名が出席
- ・ 豊島区在宅医療連携協議会に理事2名が出席

- ・豊島区自殺・うつ予防協議会に理事が出席
- ・東京都感染症地域医療体制ブロック協議会に理事が出席
- ・区西北部二次保険医療圏等医療連携協議会に理事が出席

〔事業の財源について〕

入会金及び会費を充当している。

関係行政機関に対する協力に関する事業については、外部委託を行っていない。

## 8. 在宅医療連携に係る事業

〔事業の概要について〕

この事業は、地域における在宅医療の体制を構築することを目的とし、行政、医師会、歯科医師会及び在宅関連職種との連携を推進している。この事業は、定款第4条第1項8号に記載した「在宅医療連携に係る事業」として行っており、その事業の概要は以下の通りである。

- ・豊島区在宅医療連携推進協議会へ理事2名出席
- ・豊島区在宅医療連携推進協議会コーディネーター一部会へ理事1名出席
- ・豊島区在宅医療連携推進協議会コーディネーター育成事業へ講師として理事1名派遣
- ・豊島区在宅医療連携推進協議会医療コミュニケーター育成事業に講師として理事1名派遣
- ・豊島区在宅医療連携推進協議会服薬支援部会を開催、年3回程度

また、この事業において事業番号5)の「医薬品・情報管理センターの維持運営に関する事業」に係る医薬品の供給及び在宅医療に係る情報等の伝達を行っており、事業番号3)の「薬事衛生、公衆衛生及び環境衛生の改善発達に関する事業」に係る医薬協議会・歯薬協議会において共通認識をはかる協議も行っている。

〔事業の財源について〕

入会金及び会費を充当している。